

こ 成 保 第 5 6 0 号
こ 支 虐 第 3 7 1 号
7 文 科 初 第 1 4 6 3 号
令 和 7 年 1 0 月 1 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
都 道 府 県 教 育 委 員 会 委 員 長
指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 委 員 長
国 立 大 学 法 人 の 長 〕 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
(公 印 省 略)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）のうち、保育士・保育所支援センターの法定化、地域限定保育士の一般制度化及び保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に係る部分については、本日より施行するところである。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 保育士・保育所支援センターの法定化

1 改正の趣旨

保育人材の確保は恒常的な課題であるほか、保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も踏まえ、対策の強化を図る必要があるところ、現在、予算事業として実施している保育士・保育所支援センター設置運営事業に基づく取組内容については、自治体間において相当程度のばらつきが存在することから、地域の実情に応じた取組の底上げを図ること。

2 改正の内容

ア 保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備

都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点（以下「保育士・保育所支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備しなければならないこと。また、指定都市及

び中核市は、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するよう努めなければならないこと。

- ・ 保育に関する業務への関心を高めるための広報
- ・ 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
- ・ 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤労環境を整備するために必要な助言その他の援助
- ・ このほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

イ 関係者の連携及び協力

国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。なお、当該関係者には幼児教育センターを含むものであること。

3 その他

今後、保育士・保育所支援センターの運営の留意事項、好事例等を盛り込んだガイドラインを別途お示しする予定であること。

第2 地域限定保育士の一般制度化

1 改正の趣旨

保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差があり、特に不足するおそれ大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要であることから、国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設すること。

2 改正の内容

地域限定保育士制度について、下記の事項等について規定を設けること。

- ・ 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付して、試験実施方法書により内閣総理大臣に申請することとする。
- ・ 内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を有するかどうかを判定する試験として適当であることを確認の上、試験実施方法書を認定し、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施することとする。
- ・ 指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- ・ 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定地域試験機関として指定できるものとする。
- ・ 一般社団（財団）法人以外に判定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- ・ 地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられるようにすること。

3 その他

具体的な運用に当たっては、別途通知する内容を踏まえて適切に対応されたいこと。

第3 虐待通報義務の創設

1 改正の趣旨

保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けること。

2 改正の内容

ア 保育所・幼稚園等の職員による虐待について、下記の事項等について規定を設けること。

- ・ 虐待を受けたと思われる児童等を発見した者の通報を義務とすること。
- ・ 通報を受けた都道府県知事等（施設等を所管する都道府県知事等及び虐待を受けたと思われる児童等が施設入所等の措置が行われている児童であるときは当該措置を行う都道府県の知事をいう。以下同じ。）が通報等の内容に係る事実確認や児童等の安全な生活環境を確保するために必要な措置を行うこと。
- ・ 当該都道府県知事等が行った措置に対して児童福祉審議会等が意見を述べるができること。
- ・ 毎年度の域内の虐待の状況等について、都道府県知事等が公表すること。なお、施設等を所管する行政庁が市町村長（大都市特例により指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長が施設等を所管する場合を含む。）である場合は、市町村長から都道府県知事に虐待の状況等について報告を行い、都道府県知事が取りまとめて公表すること。
- ・ 国が調査研究を行うこと。

イ もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業（※）を、通報義務等の対象として追加すること。

（※）保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

3 その他

施設等の種別に応じて、本年8月に改訂した「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」又は本年9月に改訂した「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を踏まえて適切に対応されたいこと。